発行定日　毎週火曜日及び金曜日

奈良県公報

目　次　　ページ

〈監査委員公告〉
○監査結果公告　1

監査委員公告

監　査　結　果　公　告

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の３７第５項の規定により包括外部監査人西育良から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第２５２条の３８第３項の規定により次のとおり公表します。

平成１４年４月１６日

奈良県監査委員　若　竹　　清
奈良県監査委員　中　嶌　實　男
奈良県監査委員　菅　野　泰　功
奈良県監査委員　国　中　憲　治

奈良県営競輪事業費特別会計について

I.　外部監査の概要

1.　外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

2.　選定した監査テーマ

「奈良県営競輪事業費特別会計」の「財務に関する事務の執行」及び「経営に係る事業の管理」が地方自治法第 2 条第 14 項及び第 15 項の規定の趣旨に沿ってなされているかについて監査する。

3.　監査対象期間

原則として平成 12 年度とし、必要に応じて平成 11 年度及び平成 10 年度以前も含める。

4.　監査テーマの選定理由

「奈良県営競輪事業費特別会計」は、奈良県の特別会計の中で、大きな歳入、歳出規模をもつ特別会計であるが、近年の日本経済の構造不況による個人消費の低迷等から、平成 11 年度より単年度収支が赤字になり、平成 12 年度には一般会計への繰出しがゼロとなった。

このため、関連する財務に関する事務の執行が関係諸法令に従って合規に執行されているか及び効率化が図られているかを調査し、あわせて単年度収支が赤字となった状況を検討することが有用であると判断した。

5.　外部監査の方法

(1) 監査の要点

奈良県営競輪事業の「財務に関する事務の執行」及び「経営に係る事業の管理」が、地方自治法第 2 条第 14 項及び第 15 項の規定の趣旨を達成しているかどうかという観点から監査を実施した。

具体的には、下記の観点から検討した。

・契約の方法は法令等に準拠し、適正に行われているか。

・所定の承認手続に従って適正に予算執行されているか。

・所定の承認手続に従って適正に予算執行されているか。

・財産管理事務は、法令等に準拠して適正に行われているか。

・経済的、効率的に事務・事業が執行されているか。

さらに、上記の過程で発見された運営管理上の問題点について、その改善策の提言を行った。

(2) 主な監査手続

① 決算書及び統計資料に基づいて、「奈良県営競輪事業費特別会計」について他自治体の関連数値と比較・分析することにより、その運営内容を診断し、「財務に関する事務の執行」及び「経営に係る事業の管理」上の問題点の所在について概括的に検討した。

② 支出額のうち大きな割合を占める「払戻金」、「交付金・負担金」及び「選手賞金等」について、法令等に従って適正に行われているか調査した。

③ 「人件費」について、法令等に従って適正に処理が行われているか調査した。

④ 「委託費」について、委託業務が法令等に準拠しているか、また、経済的、効率的に行われているか調査した。

⑤ 競輪場に係る財産（施設、設備等）の管理が法令等に準拠して適正に行われているか、さらに経済的、効率的に行われているか調査した。

6. 外部監査の実施期間

平成13年7月1日から平成14年3月20日まで

7. 外部監査人補助者の資格と人数

公認会計士 ： 6人（岸　秀隆、森田祐司、板戸史朗、堀田喜代司、谷澤実佐子、小嶋敏之）

弁　護　士 ： 1人（以呂免義雄）

8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

II. 監 査 結 果

1. 監査結果要約

奈良県営競輪事業の「財務に関する事務の執行」及び「経営に係る事業の管理」は地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に基づき法令、所定の承認手続等に準拠して概ね適正に行われていたが、下記のとおり一部で改善を要するところが見受けられた。

(1) 競輪場の「従事員登録簿」に登録されている従業員（競輪の開催日に主として投票所、払戻所の窓口業務を行っている。）の退職による減少を補充していないため、今後も毎年30人程度の退職者が見込まれ、人員削減もほぼ限界に近くなっている。これまで、夏季及び冬季の一時金支給率の引下げや、各種手当ての廃止・縮小など、労使協定内容の見直しが進められてきているが、車券発売金の減少に対応して従事員の適正配置を再度見直すとともに、開催日の状況にあわせて従事員の出勤調整を図るなどにより、さらに人件費の圧縮を図る必要がある。

(2) 全国競争労働組合（以下「全競労」という。奈良県営競輪場も含め26競輪場が加盟している。）に加盟している競輪場における従事員の平均日給は、労働組合を組織していない競輪場に比べて2倍以上の日給が従事員に支払われている。奈良競輪は上記26場の中では比較的低く、また平成13年12月より基本賃金の10%（一部5%）を削減する労使合意がなされたところであるが、労働組合を組織していない競輪場と比較すると、さらに平均賃金を引下げていく努力が必要である。

(3) 奈良競輪は、競輪場への来場者の便を図るため、バスを借り上げてファンサービスのためピストン運行しており、運行本数等の見直しにより、委託料は年々減少しているものの、今後も入場者数の推移も勘案しながら、さらなる委託費の節減を図る余地がある。

(4) 施設、設備の台帳管理が不十分であるので、各施設、設備の現物と台帳との照合を実施して現物の有無の確認をするとともに、現物がないものについては、その旨、台帳上に反映させる必要がある。また、公図上、競輪場敷地内に里道、水路等が残ったままになっているため、競輪場の建物はすべて未登記の状態になっているが、不動産の登記作業は必要である。

なお、全国50競輪場のうち26競輪場が赤字となった平成12年度において、奈良競輪場は初めて実質収支が赤字となった。増収対策やコスト削減に工夫と努力が見受けられるもの

の翌年度以降もなお厳しい状況が予想される。

地方財政に寄与するという競輪事業の本来の目的を果たしていくためには、抜本的かつ早急な経営改善と事業のあり様も含めた検討が必要である。

奈良県営競輪事業は、開設以来 314 億円にのぼる一般会計への繰出と 172 億円（昭和 49 年度以来）の公益事業に補助される交付金への納付という実績から考えると、税収以外の奈良県の財源確保の面から極めて重要な事業である。

このことから、他府県にある競輪場との競合に負けないファンサービスの充実及び集約化と、収益性の高い重賞レースの誘致への取組み等さらなる経営改善が望まれる。

2.　奈良県営競輪事業費特別会計の趣旨

自転車競技法第1条によれば「(中略) 自転車その他の機械の改良及び輸出の振興、機械工業の合理化並びに体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に寄与するとともに、地方財政の健全化を図るため、この法律により、自転車競走を行うことができる。」と規定されている。すなわち、競輪事業の目的は、①機械・公益の振興と②地方財政の健全化である。

「機械・公益の振興」目的の観点から、競輪事業の収益金の一定割合が日本自転車振興会に法定交付金として納付されており、「機械・公益の振興」に活用されることとなっている。奈良県営競輪事業から納付された法定交付金の総額は昭和 49 年度以来累積で 172 億円（1号 80 億円、2号 79 億円、3号 13 億円）にのぼる。

さらに、「地方財政の健全化」目的の観点からみると、奈良県営競輪事業では開設以降、平成 3 年度の 22 億円を最高に、平成 11 年度まで毎年収益金を一般会計に繰出し、その累計金額は 314 億円余にのぼる。

しかしながら、いわゆるバブル経済崩壊後の長引く景気の低迷やレジャーの多様化等により、全国的に競輪をはじめとする公営競技の入場者数、発売額が減少している中、奈良県営競輪事業においても、年々入場者数、発売額が減少しており、平成 12 年度の決算では実質収支が赤字になり、翌年度以降も赤字が懸念される。その結果、従来とは逆に競輪事業が県財政を圧迫することが予想されるが、経営困難になった競輪事業に一般会計からの繰入をすることは県民の理解が得がたいところである。

そこで、奈良県営競輪事業が地方財政に寄与するという本来の目的を果たしていくためには、現状での問題点を調査分析するとともに、早急に経営改善を図る必要がある。

3.　奈良県営競輪事業費特別会計の収支の推移及び現状での経営分析

(1) 奈良県営競輪事業費特別会計の過去 10 年間の収支の推移

奈良県営競輪場は昭和 25 年度に開設され、翌年度に奈良市と大和高田市が奈良県二市競輪事務組合を結成し競輪開催に参加、昭和 38 年度には上記以外に大和郡山市、桜井市及び御所市が加わり奈良県五市競輪事務組合を結成し、年間 6 回の競輪を開催してきた。その後、昭和 47 年度に奈良市が奈良県五市競輪事務組合を脱退、引き継いだ奈良県四市競輪事務組合も昭和 59 年度には解散し競輪事業から撤退したため、昭和 60 年度以降は県単独で通常年間 12 回（72 日間）の競輪を開催している。

奈良県営競輪事業費特別会計の平成 12 年度の決算は歳入決算額 17,036 百万円（予算 19,965 百万円）、歳出決算額 17,131 百万円（予算 19,965 百万円）となり、約 95 百万円の歳出超過になり、開業 50 年目で初めて実質赤字となった。この歳入不足を補填するため、平成 13 年度の奈良県営競輪事業費特別会計から同額を繰上充用（翌年度収入の借用）することとなった。

奈良県営競輪事業費特別会計の過去 10 年間の収支の推移は、以下のとおりである。

（単位：百万円）

	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度
車券発売金	30,768	28,925	23,298	22,255	22,979
（内電話投票分）	2,137	2,621	2,137	1,853	2,276
入場料	24	23	20	20	21
基金繰入金	0	220	0	300	0
繰越金	1,349	1,096	641	466	490
その他	164	139	114	104	154
収入計	32,305	30,403	24,073	23,146	23,644
開催経費等	28,979	27,743	22,531	22,048	22,484
基金積立金	30	19	76	7	198
一般会計繰出金	2,200	2,000	1,000	600	600
支出計	31,209	29,762	23,607	22,656	23,282
差引残	1,096	641	466	490	362
単年度収支	1,947	1,545	825	624	472

（単位：百万円）

	平成８年度	平成９年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
車券発売金	18,462	19,935	19,987	17,793	16,564
（内電話投票分）	1,840	2,838	3,815	3,774	3,367
入場料	18	18	17	15	14
基金繰入金	0	252	0	16	14
繰越金	362	152	249	192	4
その他	129	330	219	293	441
収入計	18,970	20,688	20,472	18,309	17,036
開催経費等	18,697	20,237	20,070	18,300	17,131
基金積立金	22	1	58	－	－
一般会計繰出金	100	200	150	5	0
支出計	18,818	20,438	20,278	18,305	17,131
差引残	152	249	194	4	-95
単年度収支	-110	298	94	-183	-98

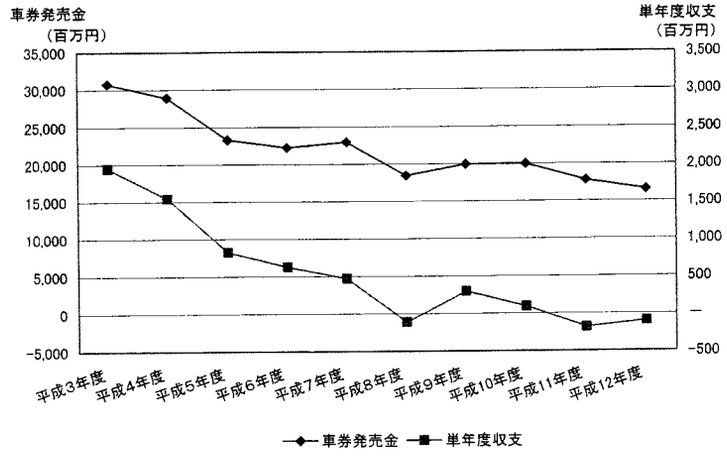

車券発売金は、平成３年度の30,768百万円をピークに減少傾向が続き、平成12年度は16,564百万円と平成３年度の約５割強に落ち込んでいる。単年度収支では、平成８年度に赤字になり、繰越金などを充当して歳入不足を解消したが、平成12年度は前年度からの繰越金４百万円を充当したにもかかわらず、95百万円の赤字となった。このため、奈良県営競輪事業費特別会計から一般会計への繰出金も平成３年度の2,200百万円をピークに減少傾向が続き、平成12年度はゼロになっている。

奈良県営競輪事業費特別会計の過去10年間の単年度収支と一般会計への繰出金の推移は以下のとおりである。

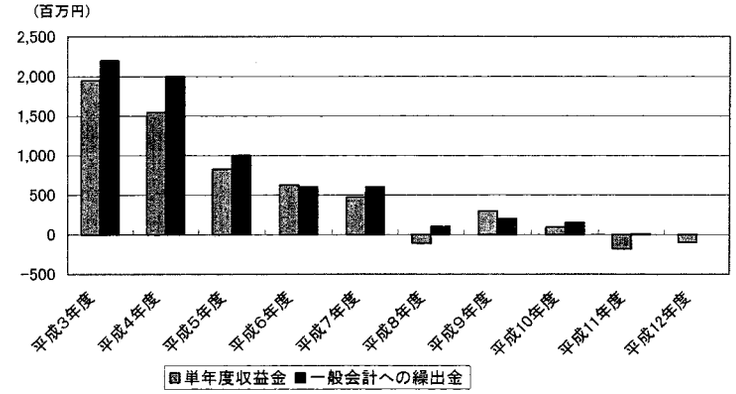

また、平成13年度の直近月でみれば、下記のとおり車券発売金の金額は前年同月累計と比較して約17%減少しており、平成13年度の車券発売金は平成12年度よりも下回ることが予想される。

	４月度から翌年２月度までの累計		増減率
	平成12年度	平成13年度	
入場者数（人）	237,415	211,866	△ 10.8%
① 本場売上（千円）	9,348,293	7,632,520	△ 18.4%
② 電話投票（千円）	3,164,928	2,403,879	△ 24.0%
③ 場外売上（千円）	2,435,696	2,427,240	△0.3%
合計（①+②+③）	14,948,917	12,463,639	△ 16.6%

地方財政に寄与するという競輪事業の本来の目的を果たしていくためには、抜本的かつ早急な経営改善と事業のあり様も含めた検討が必要である。

このため、以下において、経営改善を図ることを目的として各個別の収支項目について分析検討した。

(2) 車券発売金の過去10年間の推移

この車券発売金の過去10年間の推移は、以下のとおりである。

入場者数、車券発売金、入場者一人当り車券発売金の推移

	① 入場者数（人）	② 車券発売金（千円）	③ うち本場分（注）	一人当り発売金（円）（③／①）
平成3年度	479,764	30,767,819	28,637,645	59,691
平成4年度	465,870	28,924,931	26,304,105	56,462
平成5年度	404,783	23,297,990	21,161,162	52,278
平成6年度	404,861	22,255,312	20,402,779	50,395
平成7年度	411,856	22,979,389	20,695,976	50,251
平成8年度	350,616	18,461,938	16,717,289	47,680
平成9年度	356,613	19,935,264	17,096,917	47,942
平成10年度	335,284	19,986,824	15,408,638	45,957
平成11年度	297,409	17,792,558	12,797,930	43,031
平成12年度	274,517	16,564,015	10,761,327	39,201

（注）車券発売金から電話投票分と場外発売金を除いた金額である。

上表の車券発売金の減少は、入場者数、一人当り車券発売金ともに減少していることによる。

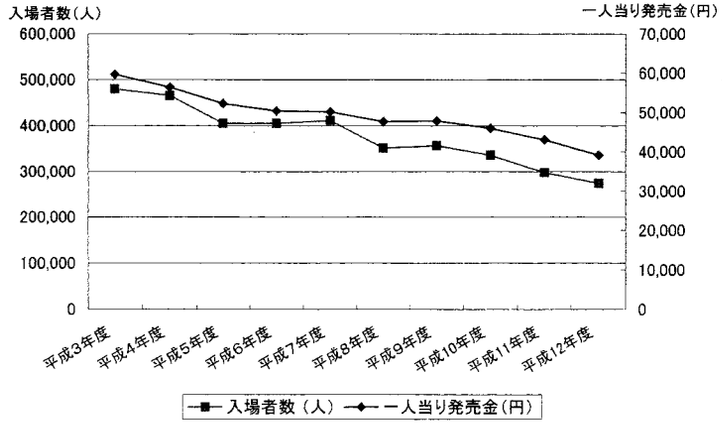

この車券発売金の減少は、他の公営競技をみても同様のことがいえる。

・公営競技売上高推移

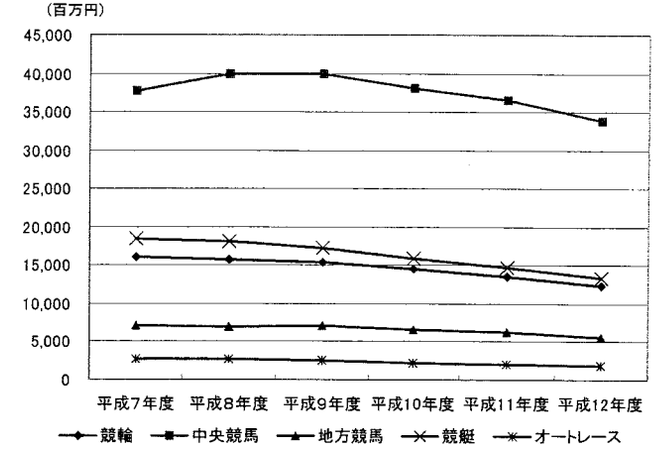

・公営競技入場者数推移

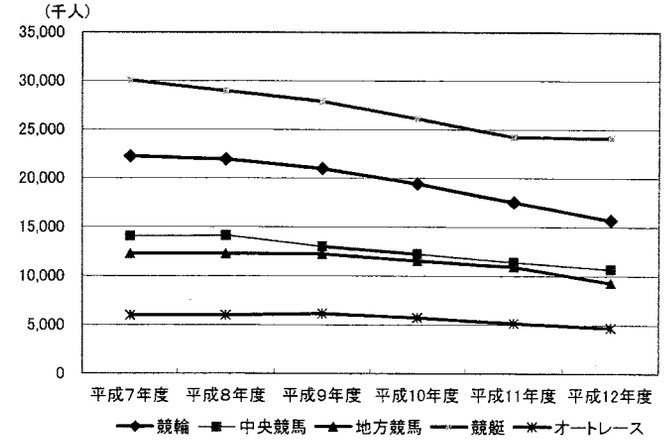

また、平成12年度における入場者数及び一人当たりの売上を他場との比較でみれば、以下のとおりである。

	開催日数（日）	本場入場者（人）	総車券売上高（千円）	内、場外（千円）	内、電話投票（千円）	１日平均売上高（千円）	入場者１人当り売上（円）	本場売上比率
福井	72	158,412	28,787,655	18,837,017	3,423,839	399,829	41,201	22.67%
大津	72	243,837	38,016,041	22,528,255	5,867,015	528,001	39,456	25.31%
向日町	81	363,902	18,429,788	2,471,609	3,652,308	227,528	33,816	66.77%
奈良	78	274,517	16,564,015	2,435,697	3,366,991	212,359	39,201	64.97%
和歌山	81	300,687	14,542,458	1,243,022	2,494,664	179,537	35,934	74.30%
岸和田	72	410,710	19,938,722	1,600,248	2,956,012	276,927	37,453	77.15%
甲子園	72	335,911	18,704,775	3,208,438	3,894,783	259,789	34,538	62.02%
西宮	72	393,283	18,498,449	2,479,499	3,561,691	256,923	31,675	67.34%
近畿計	600	2,481,259	173,481,903	54,803,785	29,217,302	289,137	36,055	51.57%
北海道	72	100,134	15,214,804	8,567,679	3,585,818	211,317	30,572	20.12%
東北	154	361,312	45,084,938	25,833,770	4,487,738	292,759	40,861	32.75%
関東	1,254	7,570,128	543,427,380	206,350,786	80,201,900	433,355	33,933	47.27%
東海	588	2,509,562	158,140,509	47,179,278	22,940,064	268,946	35,074	55.66%
中国	216	445,732	55,966,744	33,768,591	7,548,747	259,105	32,866	26.18%
四国	377	815,449	125,150,152	77,050,054	15,903,361	331,963	39,483	25.73%
九州	522	1,400,643	120,708,590	53,941,377	15,993,617	231,243	36,250	42.06%
全国	3,783	15,684,219	1,237,175,020	507,495,320	179,878,545	327,035	35,054	44.44%

（全国競輪施行者協議会月報より）

（注）福井競輪の総車券売上高にはふるさとダービー（４日間）22,432 百万円、大津競輪の総車券売上高には高松宮記念杯（４日間）27,763 百万円が含まれている。

上表より、奈良競輪は、車券売上高及び１日平均売上高ともに近畿８場のうち７番目であるが、入場者１人当たりの売上は３番目と比較的高い。また、全国ベースでは 50 場のうち、車券売上高は 38 番目（全国車券売上高の約 1.3%）であり、１日平均売上高は 40 番目となっている。

さらに、特別競輪を除く普通競輪の車券発売金の過去 10 年間の推移をみると、下表のとおり減少しているものの、近畿他場に比較して、その落ち込みは少ない。

普通競輪車券発売金の推移

上段　：　一日平均車券発売金
下段　：　平成３年度を 100 とした比率
（単位：百万円）

	平成３年度	平成４年度	平成５年度	平成６年度	平成７年度	平成８年度	平成９年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
奈良	342	319	259	257	242	211	229	218	188	160
	100%	93.3%	75.7%	75.1%	70.8%	61.7%	67.0%	63.7%	55.0%	46.8%
びわこ	292	247	262	226	216	228	232	202	178	153
	100%	84.6%	89.7%	77.4%	74.0%	78.1%	79.5%	69.2%	61.0%	52.4%
向日町	397	331	309	285	261	237	242	207	201	178
	100%	83.4%	77.8%	71.8%	65.7%	59.7%	61.0%	52.1%	50.6%	44.8%
和歌山	284	250	233	237	228	219	217	191	178	140
	100%	88.0%	82.0%	83.5%	80.3%	77.1%	76.4%	67.3%	62.7%	49.3%
岸和田	504	447	435	406	382	375	368	324	294	235
	100%	88.7%	86.3%	80.6%	75.8%	74.4%	73.0%	64.3%	58.3%	46.6%
甲子園	512	441	384	343	312	322	328	280	233	192
	100%	86.1%	75.0%	67.0%	60.9%	62.9%	64.1%	54.7%	45.5%	37.5%
西宮	522	457	398	359	342	326	327	296	256	205
	100%	87.5%	76.2%	68.8%	65.5%	62.5%	62.6%	56.7%	49.0%	39.3%

普通競輪車券発売金の推移（一日平均）

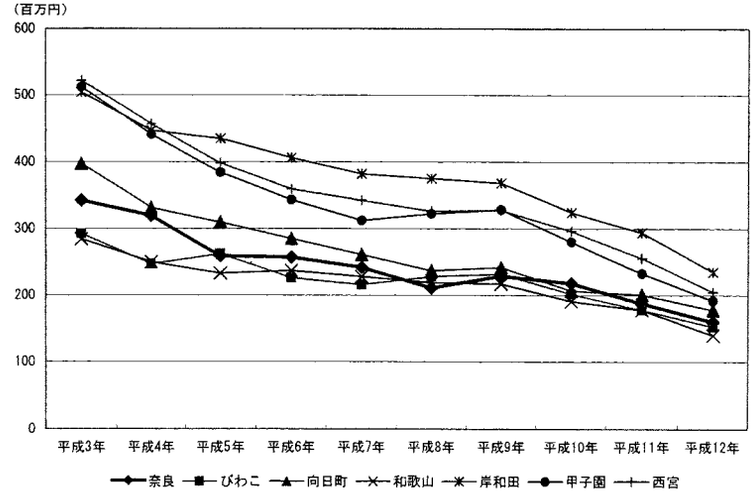

平成３年度を100とした車券発売金の比率（一日平均）

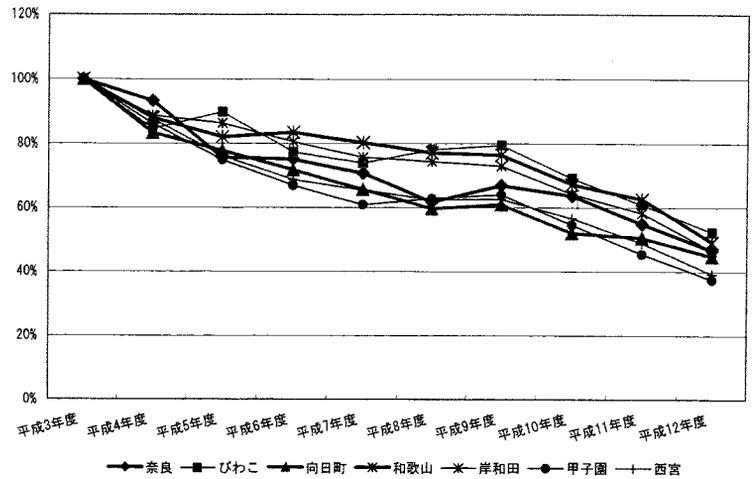

(3) 開催経費等の過去５年間の推移

過去５年間の開催経費等の推移は、以下のとおりである。

（単位：千円）

		平成８年度	平成９年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
開催経費	車券払戻金	13,769,672	14,874,280	14,914,370	13,274,066	12,366,167
	人件費	1,089,520	1,035,080	949,609	823,021	694,813
	離職慰労金	172,469	214,535	199,095	214,676	252,886
	交付金等	1,441,870	1,534,555	1,538,444	1,418,543	1,319,333
	選手賞金等	1,133,490	1,111,582	1,109,470	1,106,177	1,066,413
	委託料	435,304	436,233	428,237	419,172	390,379
	使用料及び賃貸料	338,351	446,586	484,850	499,896	357,325
	その他経費	316,063	559,048	273,097	246,372	245,635
増収対策経費	場外発売経費	0	0	103,584	163,767	330,948
	ＣＳ（通信衛星）放送	0	24,750	69,453	134,421	106,946
合計		18,696,739	20,236,649	20,070,209	18,300,111	17,130,845

開催経費の推移

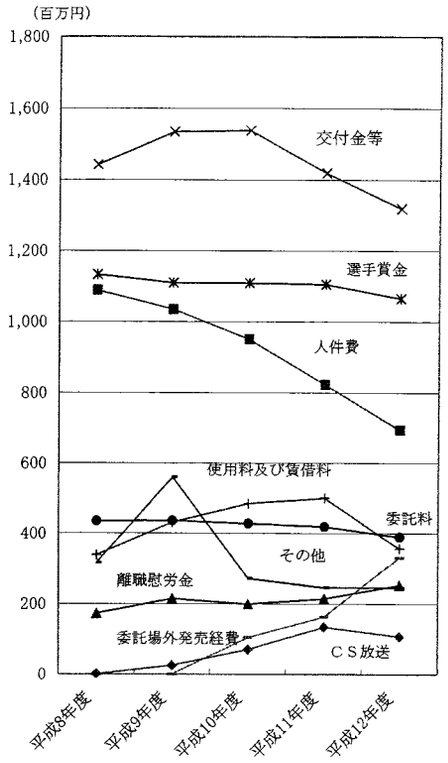

車券発売形態別収入

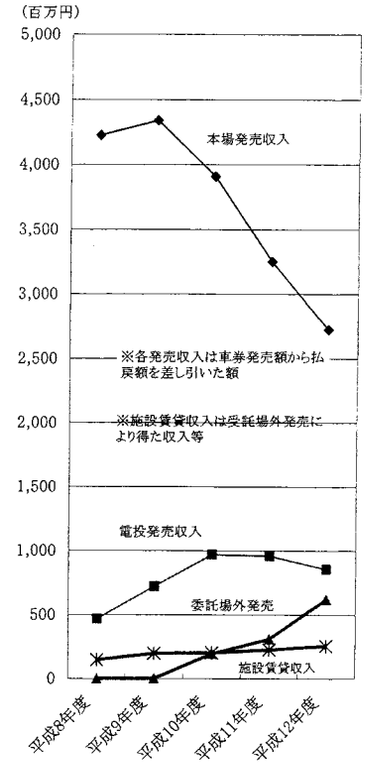

開催経費のうち、車券払戻金は、自転車競技法第９条により「車券の売上金額の百分の七十五に相当する金額を当該勝者に対する各車券に按分して払戻金として交付する。」と規定されており、車券発売金の減少に伴って減少している。また、平成９年度は、電話投票による全国発売への拡大とＣＳ放送を開始、平成 10 年度には記念競輪の場外発売を開始したことにより、開催経費も増加しているが、それに伴い車券発売金も増加している。平成 12 年度には記念競輪の場外発売を増加したことにより「増収対策経費」は増加しているが、一方、投票システム機器リース料がリース期間（5 年）満了により再リース料のみになっているため「使用料及び賃借料」は減少している。

平成 12 年度における車券払戻金及び法定交納付金以外の各開催経費項目の車券発売金に対する比率を他の競輪場と比較すれば、以下のとおりである。

	①人件費	②需要費	③負担金等	④賞典費	⑤その他	開催経費（①＋②＋③＋④+⑤）
福井	3.24%	9.79%	1.50%	3.57%	0.04%	18.14%
大津	2.12%	11.32%	2.73%	3.47%	0.07%	19.72%
向日町	4.05%	7.43%	2.46%	5.91%	0.08%	19.93%
奈良	3.64%	7.02%	1.45%	6.42%	0.19%	18.73%
和歌山	3.76%	5.86%	1.24%	7.62%	0.05%	18.53%
岸和田	5.93%	7.93%	3.31%	5.59%	0.11%	22.88%
甲子園	3.77%	9.32%	4.77%	6.64%	0.05%	24.54%
西宮	3.81%	9.71%	4.12%	6.19%	0.07%	23.89%
近畿平均	3.59%	9.01%	2.69%	5.25%	0.08%	20.61%
全国平均	3.50%	8.74%	2.45%	4.64%	0.18%	19.51%

（「競輪施行者収支決算書」全国競輪施行者協議会より）

上表によれば、奈良競輪は開催経費合計では近畿地区平均及び全国平均より下回っている。これを各内訳項目でみると、需要費（委託料・使用料及び賃借料等）や法定の負担金の割合は近畿地区平均及び全国平均より低いが、人件費比率及び賞典費（選手賞金等）の比率が全国平均より上回っている。しかし、賞典費については競輪場の前年（１月～12月）の１開催平均売上額に応じて、競輪場ごとに選手の賞金が４段階に区分されている。そのため、以下のとおり売上規模が低い競輪場ほど賞典費の総額は低いが、しかし、その割合は高くなっている。この賞金単価は全国的に適用されており、各施行者が独自に設定することはできない。ただし、厳しい経営環境の中で全国的に本賞金の引下げが行われ、奈良競輪も平成 13 年５月開催分から本賞金が 10%の引下げになっている。

平成 12 年度における選手賞金等の近畿各場との比較

（単位：千円）

	奈良	福井	大津	向日町	和歌山	岸和田	甲子園	西宮
賞金	733,653	677,078	985,618	723,197	724,462	784,993	909,973	819,494
出走手当	221,571	247,200	226,814	249,771	268,491	216,310	226,247	228,534
日当宿泊	107,777	100,709	103,876	114,679	114,016	107,701	105,400	97,016
賞品	1,199	2,822	4,619	1,413	800	6,016	0	0
①賞典費合計	1,064,200	1,027,810	1,320,928	1,089,060	1,107,769	1,115,022	1,241,620	1,145,045
②総車券発売金	16,564,014	28,787,655	38,016,041	18,429,787	14,542,458	19,938,722	18,704,775	18,498,449
比率（①／②）	6.42%	3.57%	3.47%	5.91%	7.62%	5.59%	6.64%	6.19%

また、奈良競輪の平成 12 年度実績の車券発売金を 100%としてみれば、車券払戻金が 74.7%、法定交納付金（自転車競技法等の法律によって、施行者が納付することが義務づけられている。）として日本自転車振興会交付金 3.6%（1 号交付金 1.7%、2 号交付金 1.6%、3 号交付金 0.3%）、自転車競技会交付金 2.5%、公営企業金融公庫納付金 1.1%であり、結果として粗利益が 18.1%となっている。粗利益から開催経費である人件費、賞典費、負担金等を除いた部分が施行者の利益となるが、この開催経費は、施行者で削減不可能な経費と削減可能な経費に分類することができる。

施行者で削減不可能な経費としては、選手賞金と需要費の中の場外開催経費（奈良記念競輪を他場で発売委託するに要した経費）や全国競輪施行者協議会等関係団体への負担金等がある（9.1%）。このため、施行者としては、粗利益（18.1%）から、施行者で削減不可能な開催経費（9.1%）を差引いた 9%の範囲内で、残りの人件費と需要費の中の委託料等を賄う努力をしなければならないが、奈良競輪においては、その範囲を超えているため、赤字となっている。

上記の開催経費をどのくらい削減できるかが、重要なポイントである。

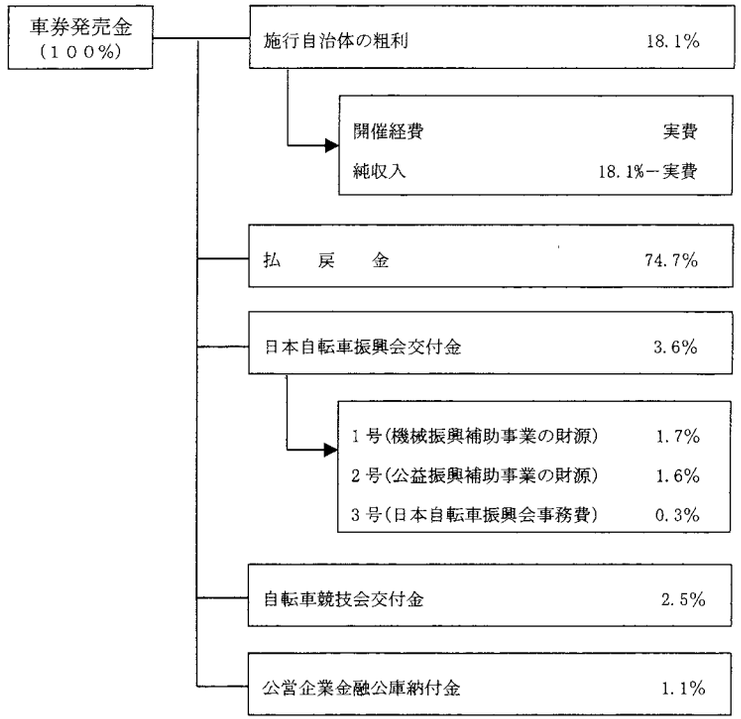

以上から、開催経費の各項目について個別に監査した。その結果は、以下のとおりである。

4.　車券払戻金の監査結果

車券払戻金は、前述したとおり、自転車競技法第９条により「車券の売上金額の百分の七十五に相当する金額を当該勝者に対する各車券に按分して払戻金として交付する。」と規定されている。平成 12 年度について、車券払戻金の処理が適正に行われているか調査した結果、適正に処理されていた。

5.　交付金・負担金の監査結果

平成 12 年度開催区分別交付金・負担金納付状況は、以下のとおりである。この交付金・負担金については、根拠法令等に従って適正に計算・支払がなされているか調査した結果、適正に処理されていた。

（単位：千円）

	日本自転車振興会	公営企業金融公庫	近畿自転車競技会	全国競輪施行者協議会	その他	合計
第１回	46,135	0	32,839	10,871		
第２回	37,531	12,036	30,472	6,741		
第３回	36,017	11,972	30,053	5,768		
第４回	35,155	11,698	29,793	6,425		
第５回	37,760	12,525	30,535	7,349		
第６回	25,618	8,670	26,917	4,922		
第７回	37,378	12,404	30,430	9,406		
第８回	38,505	12,761	30,740	9,437		
第９回	31,736	10,612	28,762	6,026		
第10回	31,728	10,610	28,759	4,232		
第11回	188,882	60,500	58,253	29,210		
第12回	24,035	8,168	20,787	4,323		
小　計	570,482	171,955	378,339	104,710		
改善１回	18,147	6,298	16,369	3,559		
改善２回	13,789	4,915	15,044	2,408		
小　計	31,936	11,213	31,413	5,967		
合　計	602,418	183,168	409,752	110,677	13,317	1,319,333

（注）その他の金額については開催区分別に配分できないため空欄にしている。

各交付金・負担金の内容及び根拠法令は、以下のとおりである。

(1)　日本自転車振興会交付金

自転車競技法（第 10 条第１項）の規定に基づき、競輪事業の施行者が車券売上額の一定割合の金額を、日本自転車振興会に交付することを義務付けられている経費であり、自転車その他の機械に関する事業及び体育事業等の公益事業の振興を目的とする他、競輪選手の登録、選手の育成・訓練などの業務を行う事業の振興に使われている。

(2) 公営企業金融公庫納付金

地方財政法（第 32 条の２）の規定により、公営企業に係わる地方債の利子の軽減に資するための資金として、公営競技の収益のうちから、車券売上額の一定割合の金額を公営企業金融公庫に納付している。ただし、納付した金額は当該年度の競輪事業の単年度収支が赤字の場合、翌年度に返還されるため、奈良県営競輪事業の平成 12 年度納付金額は平成 13 年度に返還されている。

(3) 近畿自転車競技会交付金

自転車競技法（第 10 条２項）及び同法施行規則（15 条）の規定により、競輪の開催に当たっては「競輪に出場する選手及び競輪に使用する自転車の競走前の検査、競輪の審判その他の競輪の競技に関する事務」を近畿自転車競技会に委託しており、これに関わる委託料の見合いとして、法定されている車券売上額の一定割合の金額を近畿自転車競技会に交付している。

(4) 全国競輪施行者協議会負担金

全国競輪選手共済会が行う給付事業に対する助成、施行者の責任でない原因により開催できなかったときに見込まれる収益の補償、各場からの開催時におけるデータの収集等を目的として、会費及び分担金取扱規程、相互補償基金規程に基づき全国競輪施行者協議会に納付している。

(5) その他

近畿競輪運営協議会、奈良県営競輪場運営協議会等関係団体への負担金等である。

6. 選手賞金等の監査結果

賞典費については、前述したとおり、競輪場の前年（１月～12 月）の１開催平均売上額に応じて、競輪場毎に選手の賞金が４段階に区分され、その基準に従って選手賞金が算定され支払われている。平成 12 年度について、選手賞金の処理が適正に行われているか調査した結果、適正に処理されていた。

7. 人件費の監査結果

平成９年度から平成 12 年度の人件費の推移は、下表のとおりである。

（単位：千円）

	平成９年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度
職員給与	111,473	104,344	104,658	102,524
嘱託報酬	29,183	30,140	26,725	24,187
共済費	34,276	27,254	7,020	15,445
賃金	824,089	755,105	657,369	529,394
交通費手当等	36,059	32,767	27,250	23,264
従事員離職慰労金	214,535	199,095	214,676	252,886
合計	1,249,615	1,148,704	1,037,697	947,699

（各年度の競輪事業費特別会計収支計算書より）

平成３年度から平成 12 年度の従事員数の推移は、下表のとおりである。従事員は、競輪場の「従事員登録簿」に登録されている人員で、競輪の開催日に主として投票所、払戻所の窓口業務を行っている。近年は、新たに従事員を採用することは殆どないが、過去から長く従事員として登録されている人が多く、平成 13 年４月現在の平均年齢は 56．８歳と高い。売上の減少に伴い、従事員を削減する傾向にあり、過去 10 年で従事員の人数は約２分の１にまで減少している。

（単位：百万円）

	平成３年度	平成４年度	平成５年度	平成６年度	平成７年度	平成８年度	平成９年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
人数（人）	547	530	496	468	430	428	411	372	330	284
売上金額	30,768	28,925	23,298	22,255	22,979	18,462	19,935	19,987	17,793	16,564
一人当たり売上金額	56	55	47	48	53	43	49	54	54	58

(1) 人員削減の限界と機械化

従事員の退職による減少を補充していないため、今後も毎年 30 人程度の退職者が見込まれ、人員削減もほぼ限界に近くなっている。これまで、夏季及び冬季の一時金支給率の引下げや、各種手当ての廃止・縮小など、労使協定内容の見直しが進められてきているが、車券発売金の減少に対応して従事員の適正配置を再度見直すとともに、開催日の状況にあわせて従事員の出勤調整を図るなどにより、さらに人件費の圧縮を図る必要がある。また、

ファンサービスの一環としての投票用紙記入支援のほか投票締切間際での業務集中に対応する必要があり、すべての投票を自動券売機の導入により機械化するのは困難であるが、月6日という稼働日数の中で従事員人件費と機械化コストの比較を行い、検討することが必要である。

(2) 従事員の賃金等

従事員の個々の日給は労働契約書に定められているが、全国の競輪場における従事員に支払われている日給の平均値には、次のような特徴がみられる。以下の表は、近畿地方の各競輪場における従事員の平均日給と全競労に加盟している競輪場（26場）、全国一般系（全競労に加盟していないが、労働組合を有している）の競輪場（14場）、労働組合未組織の競輪場（10場）のそれぞれの平均日給を示したものである。全競労に加盟している競輪場における従事員の平均日給は、労働組合未組織の競輪場に比べて2倍以上の日給が従事員に支払われていることがわかる。中には、大津びわこ競輪では競艇との併雇用であるという事情や、西宮・甲子園競輪は平成13年度に従事員を全員退職・再雇用した経緯によるなど、特殊事情により平均日給が低い事例もある。奈良競輪は上記26場の中では比較的低く、また平成13年12月から10%（一部5%）の基本賃金引下げを行ったところであるが、労働組合未組織の競輪場と比較すると、さらに平均日給額の引下げを図るよう努めていく必要がある。

（単位：円）

競輪場名	平成12年度	平成13年度	前年比
奈良	**13,992**	**13,825**	**98.8%**
福井	10,046	9,990	99.4%
大津びわこ	8,689	8,577	98.7%
京都向日町	14,352	14,119	98.4%
和歌山	14,126	14,336	101.5%
岸和田	15,096	15,018	99.5%
西宮	15,164	8,000	52.8%
甲子園	15,164	8,000	52.8%
全競労加盟平均	13,690	13,038	95.2%
全国一般系平均	7,809	7,815	100.1%
労組未組織平均	5,738	5,691	99.2%

（全国競輪施行者協議会調べ）

また、従事員が離職する時には「奈良競輪従事員互助会離職慰労金給付規程」（以下「給付規程」という。）に基づき、離職慰労金が支給される。従事員の定年は定められていないが、「奈良競輪従事員互助会離職慰労金（高齢者）給付要綱」（平成8年4月施行）に基づき、満65歳に達する者又は満55歳以上65歳未満、かつ、勤続16年以上の者に対しては離職慰労金の優遇給付がなされることが定められている。高齢者の早期退職勧奨制度である。優遇給付は、給付規程に定められている額の1.5倍の額に勤続年数に応じた特別加算金が加えられることとなっている。平成12年度末において在籍する従事員等（嘱託5名を含む289名）が全員自己都合により離職したと仮定した場合、離職慰労金（特別加算金を含む。）が約1,200百万円必要となる。

8. 委託料の監査結果

平成9年度から平成12年度の委託料の推移は、以下のとおりである。

（単位：千円）

	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
通常開催競輪	387,183	404,888	417,448	409,919
（うち、記念場外開催経費）	－	(18,519)	(40,918)	(46,364)
（記念場外以外の開催経費）	(387,183)	(386,369)	(376,530)	(363,555)
施設改善競輪	49,050	41,868	42,642	26,824
委託料合計	436,233	446,756	460,090	436,743

（各年度の競輪事業費特別会計収支計算書より）

委託料は平成10年度から平成11年度にかけて記念場外開催経費の増加により、全体としては増加する傾向にあったものの、平成12年度においては経営改善努力により減少している。記念場外開催経費は、奈良競輪の記念レースの車券発売を場外に依頼したときに要する経費であり、車券発売金の増加による確実な利益が見込まれる増収対策経費である。

委託料の内訳をみると、次のようになる。

（単位：千円）

	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
無料送迎バス	46,489	46,489	43,204	40,000
場内整理サービス	109,017	109,017	102,017	95,096
開催時警備	132,094	126,400	125,641	115,590
場内実況放映	21,212	21,740	22,729	22,020
車券発売システム保守	47,656	49,081	49,081	48,182
夜間警備	12,276	13,812	15,649	15,490
庁舎清掃	1,173	1,360	1,285	1,285
トイレ及び場外清掃	13,868	13,868	14,000	13,503
ファンサービス等	21,234	23,654	22,941	18,286
選手宿舎警備	2,696	2,671	2,671	2,596
選手宿舎清掃	4,319	4,253	4,300	4,130
記念場外開催経費	0	18,519	40,918	46,364
その他	24,199	15,892	15,654	14,201
合計	436,233	446,756	460,090	436,743

(1) 無料送迎バス委託

競輪場への来場者の便を図るため、近鉄西大寺駅から無料バスが運行されている。無料バスの運行は委託されており、施設改善競輪開催日数の減少や運行本数の見直しによって、無料送迎バスに係る委託料は年々減少している。

近畿地区及び中部地区の主な競輪場の無料バス運行状況と比較してみると、以下のような運行状況となっている。

競輪場名	所要時間	往	復
奈良	バス5分	70本	77本
大津びわこ	バス5分～13分	58本	35本
京都向日町	バス5分～10分	60本	なし
和歌山	徒歩6分	なし	なし
岸和田	徒歩6分	なし	なし
甲子園	徒歩10分	随時	随時
西宮	徒歩3分	なし	なし
名古屋	バス5分～15分	59本	20本
大垣	バス10分～60分	65本	30本

立地条件の異なる他の競輪場と単純に比較することはできないものの、近隣地区との比較では、奈良競輪が最も無料バスの運行本数が多いといえる。これは、奈良競輪場の無料バスは、バスを借り上げてファンサービスのためピストン運行しているためであるが、競輪場からの帰りのバスの運行状況をみると、他の競輪場の２倍以上の無料バスを運行している。また、無料送迎バスの利用状況（平成９年度調査）をみると、以下のとおり、行きは11時台、帰りは16時台に最も多いが、行き帰り別では、帰りの利用者のほうが少ない。帰りの時間帯は一時に集中するためバスに収容しきれないことや、交通渋滞を避けて最寄の近鉄平城駅利用にシフトしていると考えられる。

利用者の便を考えると、現行の最も利用者が多いと考えられる西大寺駅からのバスの運行が便利とは考えられるものの、奈良競輪は最寄の近鉄平城駅から徒歩 10 分のところにあり、利用者等の推移も勘案しながら運行本数や運行時間帯等の委託内容を見直すことによって、さらなる委託費の節減を図る余地がある。

運行バスの時間別利用状況

平成９年８月25日

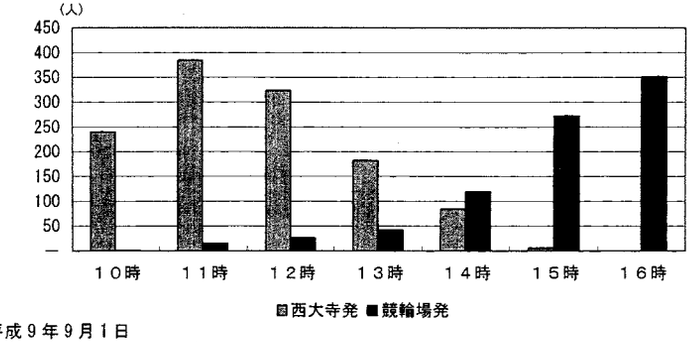

平成９年９月１日

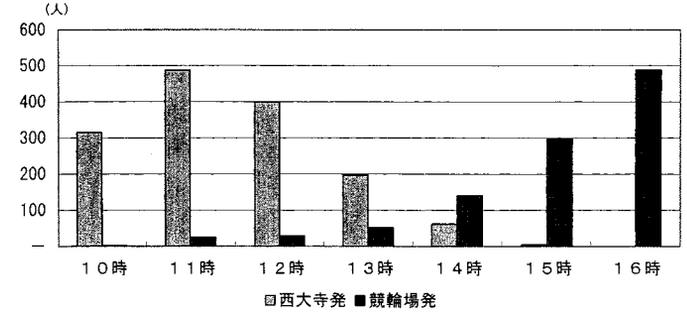

(2) 場内整理サービス委託

委託料の約２割強を占める場内整理サービスの主な内容は①入場券の発売、②看護業務、③清掃業務の３種類である。当該業務は10数年来、奈良県営競輪場運営協議会（以下「運営協議会」という。）に委託している。

本業務は、自転車競技法第１条及び自転車競技法施行規則第15条に定められた業務で、当初は自転車競技会奈良県支部が業務実施していたが、競輪の普及に伴い業務の複雑化と経費の増大により継続が困難となった。このため、施行者（奈良県）、近畿自転車競技会東支部及び日本競輪選手会奈良支部の３者で組織する運営協議会が、円滑にこれらファンサービス業務を運営することとしているが、一層の経費削減に努める必要がある。

(3) 開催時警備委託

委託料の約４分の１を占めるのが、レース開催時の警備委託料である。通常競輪の警備委託の過去３年間の警備人数及び単価の推移をみると、以下のとおりである。警備人数は平成12年度に若干減少しているが、単価は平成12年度まで変わっていない。（平成13年度に単価は引下げられている）。入場門が３ヵ所あり安全上の面からも極端な削減は無理であるが、入場者数に見合った警備員の配置の見直しの検討が必要である。

	平成10年度	平成11年度	平成12年度
①　警備人数（人）	109	109	104
②　一日当たり単価（税込、円）	14,070	14,070	14,070
③　入場者数（人）	301,996	266,346	255,104
警備員一人当たり入場者数（人） ③／(①×72)	38	34	34

9.　施設、設備の監査結果

(1) 施設、設備の台帳管理

公有財産の記録管理については、奈良県公有財産規則（奈良県規則第15号。以下「規則」という。）に基づいて公有財産台帳への記載が行われることになっている。

奈良競輪場の各施設、設備等についてその記録管理状況を調査したところ、一部、取得の記載のない年度がある等その記載が不十分なケースが見られた。また、施設、設備の現物がないにもかかわらず、その廃棄処分が台帳上で記載されていないケースも見受けられた。各施設、設備の現物と台帳との照合を実施して現物の有無の確認をするとともに、現物がないものについては、その旨、台帳上に反映させる必要がある。

(2) 不動産の管理

公有財産を取得したときは、規則第11条により「遅滞なく当該公有財産につき不動産登記等必要な登記又は登録の手続きをしなければならない。」と規定されており、その整備状況を調査した。

まず、公図にて県所有地、借地、駐車場借地の確認をし、県所有地については土地台帳と照合し、また、競輪場敷地面積95,743㎡のうちの借用面積28,599㎡についての賃貸借契約書はすべて整備されていた。

しかし、公図上、敷地内に里道、水路等が残ったままになっているため、競輪場の建物はすべて未登記の状態になっている。これは昭和48年に合筆作業をし、その後、里道の付替等近隣住民との折衝をしたが、未解決のまま現在に至っている。

地元の承認を得ること等の課題はあるが、不動産の登記作業は必要である。

III. 包括外部監査の結果報告書に添えて提出する意見

－ 組織及び運営の合理化に資するための提案 －

1. 損益分岐点分析による経営改善の視点

過去５年間の開催経費を車券売上に比例して発生する変動費（払戻金、負担金・交付金）と車券売上の変動に関係なく発生する固定費（人件費、選手賞金等、委託料、使用料及び賃借料、その他）に分けて、奈良県営競輪事業の損益を分析した。

なお、分析するうえで、車券売上以外の収入項目である施設賃貸料収入他は、固定費のマイナス項目とした。また、固定費の中の工事請負費については、各年度によって、金額が大きく変動すること、および、施設整備基金から繰入金で充当されている部分も多いことから、固定費の金額から除いている。

競輪事業の損益分岐点

（単位：千円）

	平成８年度	平成９年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
車券売上　①	18,461,938	19,935,264	19,986,824	17,792,558	16,564,015
変動費					
払戻金	13,769,672	14,874,280	14,914,370	13,274,066	12,366,167
負担金・交付金	1,441,870	1,534,555	1,538,444	1,418,543	1,319,333
変動費計　②	15,211,542	16,408,835	16,452,814	14,692,609	13,685,500
車券限界利益 ①－②＝③	3,250,396	3,526,429	3,534,010	3,099,949	2,878,515
車券限界利益率 ③／①＝④	17.6%	17.7%	17.7%	17.4%	17.4%
固定費（注１）	3,408,450	3,495,865	3,588,208	3,592,067	3,427,075
施設賃貸料収入他（注２）	145,036	196,595	202,225	225,384	256,359
差引　⑤	3,263,414	3,299,270	3,385,983	3,366,683	3,170,716
車券損益分岐点売上 ⑤／④＝⑥	18,535,879	18,651,111	19,149,648	19,323,512	18,245,445
車券損益分岐点比率 ①／⑥	99.6%	106.9%	104.4%	92.1%	90.8%

（注１）

人件費	1,261,989	1,249,615	1,148,704	1,037,697	947,699
選手賞金等	1,133,490	1,144,634	1,145,923	1,134,677	1,095,960
委託料	435,304	426,507	419,302	406,363	383,134
使用料及び賃借料	338,351	446,586	482,803	502,143	357,325
その他	316,063	547,008	420,661	526,622	661,227
固定費計	3,485,197	3,814,350	3,617,393	3,607,502	3,445,345
工事請負費	76,747	318,485	29,185	15,435	18,270
差引：固定費（工事請負費を除く）	3,408,450	3,495,865	3,588,208	3,592,067	3,427,075

（注２）

入場料	17,530	17,830	16,764	14,870	13,726
施設賃貸料	84,157	136,062	146,894	161,696	182,225
雑入（公営企業金融公庫納付金還付分を除く）	43,349	42,703	38,567	48,818	60,408
合計	145,036	196,595	202,225	225,384	256,359

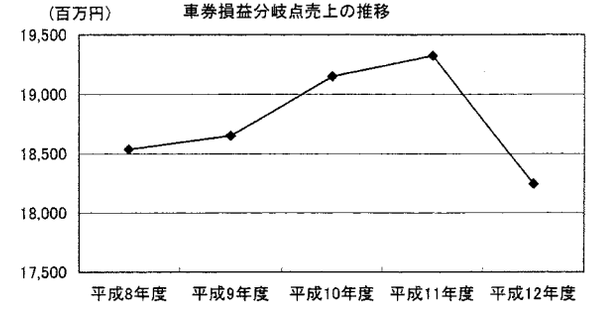

上記のとおり、過去５年間の損益分岐点売上の推移をみると、これまでの経営改善努力により、平成 12 年度には、減少に転じている。平成 12 年度においては、開催経費のうち75%が車券払戻金、自転車振興会交付金等の負担金・交付金（約 7%）の変動費であり、残り約 34 億円強が人件費、選手賞金等の固定費である。このことから、年間 34 億円強の固定費をカバーするためには、車券売上高を損益分岐点売上（売上高と発生費用が等しくなる売上高であり、言い換えれば、収支トントンになるためにいくらの売上高が必要かを意味する。）である約 182 億円に増加させることが必要であるが、実際は、165 億円にとどまり、約 17 億円売上が不足している。

このため、競輪事業の損益を改善するためには、まず、固定費をできるだけ削減して損益分岐点売上を押し下げるとともに、車券売上の増収を図り、損益分岐点売上を超える売上高を確保することが必要である。

次に、平成 11 年度及び平成 12 年度に開催された競輪事業を競輪種類別（普通競輪、記念競輪、施設改善競輪別）に損益分岐点分析を行った。その結果、下表のとおり、競輪種類別の収支をみると、記念競輪だけが黒字である。

このうち施設改善競輪については、平成 11 年度までは年間３回（年間９日）実施してきたが、平成 12 年度は２回に減らし、平成 13 年度は１回の予定であり、収支の面で改善され

ている。これは、施設改善競輪は普通競輪よりも従事員の単価が低い（応援単価 10,600 円）等のメリットはあるが、車券発売高が下表の損益分岐点である約5億円を下回る状況が予想されるためである。（施設改善競輪の損益分岐点売上は、平成 11 年度において約 15 億円（3回）、平成 12 年度において約 10 億円（2回）、であることから 1 回当り約 5 億円となる。）

（単位：千円）

		内訳			
	平成 11 年度	普通競輪	記念競輪	計	施設改善競輪
車券売上 ①	17,792,558	12,390,853	4,023,147	16,414,000	1,378,558
変動費					
払戻金	13,274,066	9,242,671	3,003,672	12,246,343	1,027,723
負担金・交付金	1,418,543	1,004,128	297,269	1,301,397	117,146
変動費計 ②	14,692,609	10,246,799	3,300,941	13,547,740	1,144,869
車券限界利益 ①－②＝③	3,099,949	2,144,054	722,206	2,866,260	233,689
車券限界利益率 ③／①＝④	17.4%	17.3%	18.0%	17.5%	17.0%
固定費	3,592,067	2,904,772	431,489	3,336,261	255,806
施設賃貸料収入他	225,384	219,658	0	219,658	5,726
差引 ⑤	3,366,683	2,685,114	431,489	3,116,603	250,080
車券損益分岐点売上 ⑤／④＝⑥	19,323,512	15,517,731	2,403,668	17,847,621	1,475,250
車券損益分岐点比率 ①／⑥	92.1%	79.8%	167.4%	92.0%	93.4%

（単位：千円）

		内訳			
	平成 12 年度	普通競輪	記念競輪	計	施設改善競輪
車券売上 ①	16,564,015	10,587,888	5,041,677	15,629,565	934,450
変動費					
払戻金	12,366,167	7,888,831	3,779,823	11,668,654	697,513
負担金・交付金	1,319,333	785,399	453,377	1,238,776	80,557
変動費計 ②	13,685,500	8,674,230	4,233,200	12,907,430	778,070
車券限界利益 ①－②＝③	2,878,515	1,913,658	808,477	2,722,135	156,380
車券限界利益率 ③／①＝④	17.4%	18.1%	16.0%	17.4%	16.7%
固定費	3,427,075	2,752,686	500,487	3,253,173	173,902
施設賃貸料収入他	256,359	252,953	0	252,953	3,406
差引 ⑤	3,170,716	2,499,733	500,487	3,000,220	170,496
車券損益分岐点売上 ⑤／④＝⑥	18,245,445	13,830,524	3,121,046	17,226,234	1,018,800
車券損益分岐点比率 ①／⑥	90.8%	76.6%	161.5%	90.7%	91.7%

奈良競輪では、平成 8 年度の単年度収支赤字を踏まえて、開催執務委員長を会長として、競輪場従事員、選手会奈良支部、近畿自転車競技会、場内整理関係者で構成する奈良競輪場活性化推進委員会を設置し、下記のとおり、種々の活性化策を講じてきた。

増収対策

- 電話投票対策
- ＣＳ放映
- レースの充実（新規冠レースの開催）
- 場外発売の実施
- ファンサービス
- 特別広報宣伝活動 など

経費節減対策

- 従事員の不補充
- 従事員配置基準の見直し
- 従事員一時金の削減
- 配置基準見直しによる応援従事員の削減
- 場内整備委託人員の削減
- 場内整理の経費削減 など

これらの活性化策によって、相当の増収及び経費節減効果はあったが、上記損益分岐点売上高を達成するまでには至っていない。

このため、さらに、下記の経営改善策の検討が必要である。

2. 固定費の削減

(1) 入場料のコスト

入場料は当初から 50 円で設定しているが、入場料を徴収するための直接的なコスト（平成 13 年度）を試算すれば、以下のとおり、約 88 円のコストがかかることになる。これに競輪場の間接的なコストも考慮すれば、さらにコストは増加する。入場料収入を上回るコストがかかっていることから、費用対効果だけを考えれば、むしろ入場料を徴収しないほうが損益面ではプラスである。しかし、自転車競技法上、50 円以上の入場料を徴収

しなければならないと規定されている。奈良競輪場は３ヵ所の入場門があり、それぞれ入場券の販売窓口と自動販売機（既に償却完了済み）を設置して従来から 50 円の入場料を徴収しているが、開設以来 50 年を経過した現在、３ヵ所ある入り口の見直し、あるいは入場料の徴収に係るコストの削減方策を検討する必要がある。

	㋑ 人　数	㋺ 委託単価(円)	㋩ 日　数	㋥ 回　数	㋭ 消費税	金　額 ㋑×㋺×㋩×㋥×㋭
①入場門改札経費						6,801 千円
通常開催	7	12,700	6	12	1.05	6,721 千円
記念開催	1	12,700	6	1	1.05	80 千円
②入場券発売経費 委託料（奈良競輪場運営協議会）			13,306 千円			
①+②合計額			20,107 千円			
③入場者数見込み			229 千人			
一人当たりコスト（①+②）／③			87.8 円			

(2) 給与支払方法の変更

現在、従事員の給与支払はレースの開催最終日に支払うこととなっており、現金で支払われている。このため、従事員の日給計算・現金の袋詰などの作業を要し、当該庶務を担当する従事員がまた別に必要となっている。給与支払の方法を現金渡しから銀行振込に変えることによって、このような現金袋詰作業をなくすことができ、その結果、当該業務に従事する従事員の削減、または必要な別の業務に従事させること等業務の効率化を図ることも可能となる。

(3) 委託料、使用料及び賃借料の契約方法の見直し

委託料、使用料及び賃借料の契約方法は、大部分随意契約によっている。随意契約は、地方自治法施行令第 167 条の２第１項各号で認められた契約方法であり、また、競争入札に比べて手続が簡単で、かつ、経費も少なく、しかも相手方の資力、信用、技術、経験等を熟知したうえ選定できるという長所はあるが、一方、相手方が固定化し競争原理が働きにくいという欠点がある。競輪事業という事業の性格上、秘密保持等の特殊性はあるが、競争原理を働かすためには、入札による契約方法の割合を高めていくことが必要である。

3. 増収対策

(1) 本場売上の改善対策

県営競輪事業の収益に最も大きな影響を与えるのは、本場における車券発売額であり、事業収支の改善を図るには、本場での発売額を増加させることが最も有効である。

したがって、今後は従前のファンサービス対策を継続・充実させるとともに、以下の手法をはじめとする新たな増収対策を検討する必要がある。

① ナイター競輪の開催

ナイター設備及び周辺地元対策が必要であるが、ナイター競輪を行う効果としては、平日の昼間には来場しにくいファンを掘り起こすとともに他競輪場との競合のない時間帯にＣＳ放送を行うことによって全国からの電話投票が期待できることである。

② 新賭式の導入

法改正によって平成１３年度から三連勝単式勝者投票法（いわゆる三連単）等の新賭式が導入され、一部の競輪場で発売が開始された。システム変更にコストはかかるものの、新しいファン層を取り込む可能性があり、導入を検討する必要がある。

③ 早朝前売りの開始

競輪場の周辺道路は通勤道路でもあることから、早朝前売りを実施することにより、平日の昼間に来場しにくいファンを取り込む可能性がある。前売り窓口を整備する必要があるが、早朝前売りについて検討する必要がある。

(2) 場外車券発売による増収

奈良競輪場においては、年間 72 日の通常レースの開催及び６日の施設改善レースを開催しており（平成 12 年度実績）、それ以外の日は、競輪開催のための事前準備、他競輪場で開催されている競輪の車券発売などを行っている。

他競輪場で開催されている競輪の車券発売は、その発売に係る収入及び支出はすべて当該競輪を開催する他競輪場に帰属するが、奈良競輪場の施設賃貸料収入（平成 12 年度実績 137 百万円）が見込まれる。他競輪場との競合という課題はあるが、１日でも多く他競輪場で開催されている車券発売ができるようにさらなる努力が必要である。

また、本場開催後に第１１レースとして他競輪場の車券を販売する「併売」については、勤務時間内に行われるために従事員の給料等の追加経費がかからないとともに、競輪場の施設賃貸料収入（平成 12 年度実績 18 百万円）が見込まれる。したがって、併売による本場の車券売上の減少への影響を勘案しながら、併売の利用も活用することが必要である。

(3) 特別競輪の開催の誘致

グレードの高いＧ１、Ｇ２クラスの競輪の開催権を獲得できるように、その誘致に向けて積極的に努力することが必要である。当該クラスの競輪は、たとえば、平成 12 年度のふるさとダービー（Ｇ２）の車券売上は下表のとおり 200 億円を超える規模であり、その効果は大きい。

（単位：百万円）

場　名	売上金額
福井競輪	22,432
玉野競輪	21,520
小松島競輪	23,259

全国 50 場のうち、これまでＧ２以上の競輪を過去に開催していない場は、奈良競輪と松山競輪の２場のみである。中でも、ふるさとダービーは毎年、年３回開催されることになっており、そのためには、ファンのための特別観覧席の設置や老朽化した施設・設備の改修改善が求められるが、県としてＧ２クラス以上の競輪を開催するという意思表示を強くアピールすることが望まれる。

(4) ファンサービス施設の拡充

過去 10 年間の設備投資額をみると下記のとおり、選手宿舎等の関連施設は整備されてきたが、観客関連施設の整備が遅れている。ファンサービスの観点から観客関連施設の設備投資を重視する必要がある。

過去 10 年間の主な施設整備状況（金額 20 百万円以上のもの）　（単位：千円）

	工事請負費	左記のうち主な工事内容	金額
平成３年度	713,219	休憩所兼多目的ホール	566,584
平成４年度	804,538	選手宿舎新築工事	753,100
平成５年度	26,778		－
平成６年度	674,945	管理センター新築工事	641,999
平成７年度	86,767	競輪選手会事務所	42,000
		スタンド外壁改修工事	20,315
平成８年度	76,747	食堂、トイレ新築工事	33,911
平成９年度	318,485	食堂、トイレ新築工事	312,795
平成１０年度	29,185	—	—
平成１１年度	15,435	—	—
平成１２年度	18,270	—	—

(5) 施設の有効利用

競輪場の開催状況は、以下のとおり、年間 72 日の通常競輪と施設改善競輪等の目的競輪の開催及び他場の車券販売で年間100日余りの利用日数である。

（単位：日）

	通常競輪	施設改善競輪	環境協賛目的競輪	場外	合計	併売
平成３年度	７２	１８		７	９７	
平成４年度	７２	１８		３	９３	
平成５年度	７２	１５		８	９５	
平成６年度	７２	９		７	８８	
平成７年度	７２	１８		１３	１０３	
平成８年度	７２	６	３	１１	９２	
平成９年度	７２	６	３	１９	１００	
平成１０年度	７２	９		２１	１０２	
平成１１年度	７２	９		２５	１０６	
平成１２年度	７２	６		２９	１０７	１２
平成１３年度	７２	３		３８	１１３	３４

上表以外に、競輪場では下表のとおり近隣の諸事情を勘案しながら施設の活用を図っている。特に、バンクについては競輪開催の制約をうけるが、それ以外の駐車場等の施設については、計画的な使用を図る必要がある。

平成 12 年度の利用実績

場　所	利用状況	日　数
バンク	奈良県自転車競技連盟に貸出し（有料）	全日９、半日１８
	選手用の練習場（無料）	３６５日
駐車場	近鉄興業に貸出し(有料)	７日
同　上	奈良テレビ放送に貸出し（有料、モーターフェア）	全日３、半日２
合　計		延べ３９日

また、昭和 44 年以降の決算統計をもとに競輪場のバランスシート（平成 12 年度）を総務省方式で作成したところ、以下のとおり、負債を上回る資産を保有しているが、施設等の減価償却費が毎年約１億円発生しており、その他の維持管理費を考慮すれば、その費用に見合った施設のさらなる有効利用を図る必要がある。

（単位：百万円）

資産の部	金　額	負債の部	金　額
土　地（注）	376	債務負担行為	463
建　物	4,085	退職給与引当金	1,305
基　金	29	繰上充用金	95
		負債合計	1,863
		正味財産	2,627
資産合計	4,490	負債・正味財産合計	4,490

（注）平成 13 年度の路線価の平均値に基づき土地の時価を算定すれば以下のとおりである。

75.3 千円／㎡　×　70%　×　67,144 ㎡＝3,540,727 千円

（路線価の平均値）　（評価割合）　（県有地面積）

県有地面積は、競輪場敷地から借地部分を除いた面積である。

競輪場の施設を広く県民に開放して時代のニーズにあった総合スポーツ施設にするため、競輪バンクを奈良県自転車競技連盟に賃貸しているように、たとえば、多目的ホールをイベントの開催に貸出す等の利用が考えられる。

4.　奈良県営競輪場運営協議会

(1) 運営協議会の状況

運営協議会では、近畿自転車競技会の職員として場内整理サービス業務を行っていた従事員を雇用継続し、自然退職によって減員となっても設立以後は新規採用は行われていない。これはやむを得ず行っている現行の範囲に止めるべきとの確認事項（昭和 62 年 3 月 19 日）によるものであるが、運営協議会は、いわば近畿自転車競技会の従事員の雇用の救済措置となっている。

また、運営協議会の収入は、奈良競輪からの受託収入が殆どであり、運営協議会の費用の大半を賄うように委託料が設定されていることから、運営協議会そのもののあり方を検討すべきである。

(2) 運営協議会の負担金等の受入処理

競輪事業費特別会計から運営協議会への負担金として、毎年、会費 20 万円及び事故防止対策分担金 60 万円の支出がなされているが、決算書には、委託事業に係る収入のみが計上されており、上記の会費及び分担金収入の計上がされていなかった。これは、運営協議会の主たる業務である場内整理サービスに関する受託業務のほか、負担金により運営する「事故防止業務」と「開催業務に関する調査研究業務」の二つの業務について、それぞれ別に決算処理していたことによる。

このため、これら３つの事業会計をあわせて決算する必要があり、税務申告においても同様である。

5.　日本自転車振興会交付金の奈良県への還元対策

1 号交付金（自転車等の機械工業の振興を目的とする）は、主として、広域的な活動団体に交付しているので、公設試験研究機関への研究用設備補助分を除いては、奈良県への還元状況を正しく把握することは困難であるが、2 号交付金（体育・福祉・医療・文教等の公益の振興を目的とする）の奈良県への還元状況（平成 12 年度）をみれば、以下のとおり、奈良県下の公益法人等への交付金額は日本自転車振興会への 2 号交付金納付総額の 9.9%にすぎない。平成 12 年度の近畿他府県との比較でみると、福井県 90.4%、滋賀県 9.5%、京都府 162.8%、和歌山県 92.7%、大阪府 133.6%、兵庫県 21.6%であり、滋賀県とともに納付総額に対する還元率は低いといえる。

平成 11 年度

（単位：千円）

	体育の振興	社会福祉の増進	医療及び公衆衛生の向上	文教・環境その他公益の増進	合　計 ①	2 号交付金納付総額 ②	還元割合 ①／②
福　井　県	58,375	51,240	20,413	0	130,028	165,439	78.6%
滋　賀　県	0	371,840	10,500	0	382,340	705,792	54.2%
京　都　府	0	243,530	39,375	0	282,905	324,503	87.2%
奈　良　県	0	13,150	30,000	0	43,150	295,066	14.6%
和歌山県	0	227,800	24,100	10,646	262,546	269,241	97.5%
大　阪　府	293,869	147,940	57,763	18,395	517,967	450,625	114.9%
兵　庫　県	0	171,460	0	0	171,460	1,317,396	13.0%

平成12年度

（単位：千円）

	体育の振興	社会福祉の増進	医療及び公衆衛生の向上	文教・環境その他公益の増進	合計①	2号交付金支払総額②	還元割合①／②
福井県	0	450,380	0	0	450,380	498,017	90.4%
滋賀県	0	32,010	30,975	0	62,985	664,128	9.5%
京都府	0	304,040	70,675	124,220	498,935	306,536	162.8%
奈良県	0	22,570	0	4,559	27,129	274,632	9.9%
和歌山県	0	219,370	0	0	219,370	236,573	92.7%
大阪府	299,520	53,490	85,825	13,616	452,451	338,736	133.6%
兵庫県	0	136,220	0	0	136,220	629,338	21.6%

（日本自転車振興会　公益振興事業補助事業計画一覧表より）

前述のとおり奈良県営競輪事業の目的は、①機械・公益の振興と、②地方財政の健全化である。①の目的は日本自転車振興会への1号、2号交付金が日本自転車振興会から奈良県下の公益法人等への補助金交付の財源となることにより実現され、②の目的は公営企業金融公庫納付金が公営事業への利子補填の財源と奈良県営競輪事業費特別会計から一般会計への繰出金で実現されるしくみになっている。

法定された交付金といえども、県としての競輪事業の目的を達成するためには、日本自転車振興会からの補助が奈良県下の機械工業振興・公益事業振興に有効に活用されるよう、担当部局と連携して適切な広報活動や要望を行うことを検討する必要があると考える。

6.　交付金制度の見直しについて

全国的に車券発売額が減少している中、競輪施行者の収益が大幅に落ち込んでいる要因として日本自転車振興会への交付金制度がある。施行者の「収益」の中からではなく、「売上額」の一定割合を納付することとなっている交付金制度は、全国的な車券発売額の減少により施行者の経営を圧迫している要因となっている。事業の経営健全化のためには、施行者としての自助努力は当然のことであるが、これに加え、交付金制度の見直しにより、施行者の収益確保を図ることも必要である。このため、かねてより競輪施行者で組織される団体等は交付金制度見直しの要望を所管省庁等に行ってきた。この結果、平成14年2月、交付金の負担軽減等を図るための自転車競技法の改正法案が国会に提出されており、この早期実現が期待される。

また、奈良競輪単独では削減できない経費である自転車競技会交付金や全国競輪施行者協議会負担金等の負担軽減に向けて、全国の競輪施行者と連携して取り組んでいく必要がある。

7.　厳しい経営環境を踏まえて

全国の赤字競輪場の推移及び施行者数の推移は、以下のとおりである。

競輪事業においては、開催収支赤字競輪場数が平成12年度では26場にまで増えており、また、最近6年間に計9つの一部事務組合の施行者が撤退している。

	競輪場数	赤字場数
平成7年度	50	6
平成8年度	50	6
平成9年度	50	7
平成10年度	50	12
平成11年度	50	22
平成12年度	50	26

	①各年度当初施行者数	赤字施行者数	②撤退施行者数	差引①－②
平成7年度	84	14	1	83
平成8年度	83	15	1	82
平成9年度	82	20	(注)	80
平成10年度	80	32	3	77
平成11年度	77	39	4	73
平成12年度	73	42	0	73

（全国競輪施行者協議会「競輪施行者収支決算書」より）

(注)平成9年度の施行者数の減少は、3施行者の合併による。

最近では、借上施行者の撤退（和歌山県4市競輪事務組合、阪南3市競輪事務組合、富田林市等）だけでなく、門司競輪、西宮・甲子園競輪のように本場で廃止を決めたケースもでてきている。

バブル経済崩壊後の長引く景気の低迷により、車券売上の減少に歯止めがかからない状況の中、増収対策やコスト削減に工夫と努力が見受けられるものの、翌年度以降もなお厳しい状態である。

このため、他府県にある競輪場との競合に負けないファンサービスの充実及び集約化と、収益性の高い重賞レースの誘致への取組み等さらなる経営改善が望まれる。

以　上